

浜田市告示第 106 号

浜田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する告示

浜田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成 20 年浜田市告示第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号イただし書中「48 月」を「60 月」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、改正後の浜田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱（以下「新告示」という。）の規定は、同年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新告示の規定は、適用日以後に修了する養成機関の修業に係る母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下これらを「訓練促進給付金」という。）について適用し、同日前に修了する養成機関の修業に係る訓練促進給付金については、なお従前の例による。